

大石田町部活動改革ガイドライン（概要版）

R8.4から休日の中学校部活動が変わります

基本的な考え方

子どもたちが、スポーツ・文化芸術活動にひたしめ、様々な体験をする機会を確保するため、地域全体で継続的に支える仕組みを創出する。

学校の体制整備

- ①部活動の任意加入
- ②部活動指導員の配置
- ③複数校合同チームの取り組み ⇒ 環境を整えば将来的に地域クラブ化も検討
- ④休日部活動の廃止・ガイドラインの遵守 ⇒ 平日：週3日2時間程度 ⇒ 準備ができた部活動より順次廃止（国や県の動向を見ながら）
休日：準備ができた部活動は廃止（R8年4月より予定）

地域クラブ等との連携に向けた環境整備

- ①体制が整った種目から ⇒ 部活動をベースに中学校と地域の緩やかに連携していく形で、体制が整った部活動から地域クラブ活動へ
- ②ガイドラインの遵守 ⇒ 地域クラブ等においても部活動同様ガイドラインを目安とする（表参照）
- ③広域連携の推進 ⇒ 近隣市町村との連携により、生徒が可能な限り取り組みたいものができる体制の整備
- ④生涯スポーツ・生涯学習クラブ化の検討 ⇒ 大人から子どもまでのクラブ化やマルチスポーツ環境の構築

地域クラブ展開の課題

- ①関係者の理解 ⇒ 定期的な情報共有の機会
- ②指導者の確保 ⇒ 指導資格の検討と教員の**兼職制度**の整備
- ③指導者の研修機会の確保 ⇒ 研修機会の創出
- ④活動場所や移動手段の確保 ⇒ ルールの策定
- ⑤活動を支える仕組みづくり ⇒ **運営団体**の検討と組織づくり
- ⑥関連制度の在り方 ⇒ 大会等への参加の在り方の検討
- ⑦地域クラブ等（**実施主体**）の確保
⇒ 単一クラブ（保護者クラブを含む）の立ち上げやスポーツ少年団、地域スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブとの連携による子どもたちの活動機会の確保

表) 適正な部活動の運営

休養日	平日1日以上、土曜日及び日曜日1日以上
活動時間	平日週合計8時間程度、土、日曜日3時間程度
長期休業中の休養	ある程度の休養期間を設ける（連続した休養日の設定）
始業前練習	禁止
部活動と同様のクラブ等の活動	部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動